

インボイス制度特集 第3回

～全青色「免税事業者向けインボイスリーフレット」より一部抜粋～

9. 登録申請をおこなったら準備すること

(1) 消費税のしくみを理解してください ～ これまでの記帳がもとになります ～

- ❑ 消費税の納税額を正しく計算するには記帳が基本になりますが、これまでの記帳をもとに消費税についての情報を記入する※7 ことになります。

※7 2 割特例や簡易課税を選択すれば(4 ページ参照)、仕入れや経費について消費税の情報を帳簿に記入する必要がなくなります。

- ❑ 青色申告会では、消費税の基本から記帳・決算・申告までの研修会や個別相談会を開催しますので、積極的にご参加ください。

(2) 記帳の合理化を検討してください ～ 会計ソフトを活用しましょう ～

- ❑ これまでの記帳にくわえて、消費税の記帳と集計を手書きでおこなうと誤りがおこりやすいものです。パソコン会計であれば、ソフトが集計しますから計算ミスはおこりません。パソコン会計ソフトによる記帳をお勧めします。

- ❑ 青色申告会の会計ソフト「ブルーリターンA」は、青色申告決算書、所得税・消費税の確定申告書や付表を作成し、e-Tax(インターネットタックス)による申告もできるソフトです。青色申告特別控除 65 万円の適用要件のひとつである優良な電子帳簿保存にも対応しています。



(3) インボイスが発行できる準備をしてください

- ❑ 発行したインボイスの写しの保存が必要です。軽減税率・インボイス対応レジスターを使う場合は、一日の取引を集計したジャーナルで認められます。
- ❑ 手書きの領収書の場合は、カーボン複写タイプを使うとよいでしょう。すでにインボイス様式の領収書などが文具メーカーから発売されています。
- ❑ 登録番号のゴム印を用意するなど準備をすすめてください。

全4回でインボイス制度について特集します。次回は、「消費税額計算の基本的な考え方」などをお伝えします。

詳しくは税理士個別相談会をご利用ください。ご予約は ☎ 381-3135 まで